

## 10 農林水産省 構造改革特区第20次・地域再生第9次(非予算)再々検討要請回答

管理コード	1020060	プロジェクト名	
要望事項 (事項名)	大学獣医学部の設置の許可	都道府県	愛媛県
		提案事項管理番号	1033010
提案主体名	今治市、愛媛県		

制度の所管・関係府省庁	文部科学省 農林水産省
該当法令等	平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 45 号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」
制度の現状	当該提案に対して規制をかける制度は、文部科学省が所管している。

求める措置の具体的内容	平成15年3月31日文科省告示第45号「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」による獣医師の定員増の規制の地域解除
具体的事業の実施内容・提案理由	<p>(具体的事業の実施内容)</p> <p>四国には獣医師を養成し感染症等の研究拠点となる大学獣医学部が一つもない。このため、今治新都市に、協力者会議の提唱するコアカリキュラムを実施し、高度な獣医学教育を行う大学獣医学部を設置することで、即戦力となる獣医師を養成するとともに、大学を核とした製薬・動物関連企業等の立地を促進し、ライフ・イノベーションの拠点都市として、今治市の地域再生を図る。</p> <p>(提案理由)</p> <p>これまで、必要獣医師数はほぼ充足しているとの農林水産省の見解(直近では「獣医師の需給に関する検討会報告書」(平成 19 年 5 月 31 日))を踏まえ、文部科学省では、獣医関係学部の新増設、入学定員増について抑制方針をとっている。</p> <p>しかし、平成 23 年 5 月に公表された獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の報告書(文部科学省)では、「獣医師に対する社会的・国際的ニーズが供給を上回る状況が明らかとなった場合には、獣医系大学の入学定員の増加や学部の新設等について議論することも必要」とされている。また、同報告書の「獣医学教育を取り巻く状況の変化」の内容のほか、口蹄疫問題や鳥インフルエンザの感染の脅威、東日本大震災の被災地での家畜の扱い等から獣医師不足が顕在化しており、また、OIEからアジア地域の獣医学教育の水準を高めることが日本に求められているなど、社会的ニーズは明らかであると考えられる。</p> <p>このため、文部科学省に獣医学部の増設を要望したが、農林水産省の先の報告書では、前提条件によって獣医師の需給予測が異なるため、文部科学省としては判断できないとのことであった。一方で、農林水産省から要望があれば獣医学部の増設について前向きに検討するとの回答を文部科学省よりいただいているところである。したがって、文部科学省と農林水産省が連携し、至急獣医師の需要、供給、偏在等に関する調査・検討を行っていただき、その結果、必要性が認められれば獣医学部のない地域に限り、教育水準の高い大学獣医学部の新設を認めることを提案する。</p> <p>この獣医学部に産業動物・公衆衛生コース、研究者養成コースを設置し、入学定員の地域枠設定や奨学金制度等を組み合わせ四国の家畜衛生や公衆衛生分野を担う獣医師不足を解消するとともに、協力者会議が提唱するコアカリキュラムを導入して、動物伝染病等に迅速かつ的確に対応できる人材を育成するほか、生命科学分野の学際連携の推進や関連企業の集積等により、新たな生命科学研究拠点を形成する。</p>

### ○各府省庁からの提案に対する回答

提案に対する回答	措置の分類	E	措置の内容	—
<p>当省では、当該提案に対して規制をかける制度を所管しておらず、文部科学省が判断すべき事項である。</p> <p>平成18年度に開催した「獣医師の需給に関する検討会」においては、獣医師の需給は診療回数増減等の前提条件により変化するが、産業動物分野の診療に関して、獣医学教育でその意義や魅力について知る機会が少ないこと等が指摘されている。</p> <p>このため、需給データ等を文部科学省に提供するとともに、臨床実習の質・量の充実等、産業動物獣医師の養成のための獣医学教育の充実・強化について、文部科学省に対して配慮をお願いしているところである。</p> <p>また、現在、都道府県において、獣医療を提供する体制の整備を図るため、産業動物獣医師の確保目標や目標達成のための方策等を盛り込んだ都道府県計画を作成しているところであり、今後これらのデータについても取りまとめの上、文部科学省に提供して参りたい。</p>				

### ○再検討要請及び再検討要請に対する回答

再検討要請				
右提案主体からの意見を踏まえ、再度回答願いたい。				
提案主体からの意見				
各都道府県で作成中の産業動物獣医師の確保目標や目標達成の方策を盛り込んだ都道府県計画を元にデータが取りまとめられる時期はいつ頃を想定しているかご教示いただきたい。				
再検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	E	「措置の内容」の見直し	—
現在全都道府県において、今年度中に都道府県計画を作成・公表する予定と聞いている。取りまとめについては、都道府県からの報告を踏まえて行うこととなる。				

### ○再々検討要請及び再々検討要請に対する回答

再々検討要請				
提案主体からの再意見				
再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の再見直し	E	「措置の内容」の再見直し	—